

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|---|
| II 保険監督上の評価項目 | II 保険監督上の評価項目 |
| II-2 財務の健全性 | II-2 貢献の健全性 |
| II-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置） | II-2-2 ソルベンシー・マージン比率の適切性（早期是正措置） |
| II-2-2-6 「区分等を定める命令」第3条第3項及び第5項の運用について | II-2-2-6 「区分等を定める命令」第3条第3項の運用について |
| <p>「区分等を定める命令」第3条第3項又は第5項に該当する場合に、保険会社に対して行う命令には第3区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産（注）が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出しないものとする。</p> <p>ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することにあることに留意するものとする。</p> <p>（注） 流動性資産：現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券（市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。）</p> | <p>「区分等を定める命令」第3条第3項に該当する場合に、保険会社に対して行う命令には第3区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産（注）が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出しないものとする。</p> <p>ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することにあることに留意するものとする。</p> <p>（注） 流動性資産：現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券（市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。）</p> |
| III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 | III 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 |
| III-2 保険業法等に係る事務処理 | III-2 保険業法等に係る事務処理 |
| III-2-2 子会社等 | III-2-2 子会社等 |

保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

(注1) [略]

(注2) 子法人等及び関連法人等の判定にあたり、当該保険会社が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、企業会計基準適用指針第22号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針』その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。

(参考) 連結財務諸表を指定国際会計基準等（規則第52条の12の2第3項に規定する特例企業会計基準等適用法人等（連結財務諸表規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によらずに連結財務諸表規則の定めるところにより連結財務諸表を作成する者をいう。以下同じ。）が採用する企業会計の基準をいう。以下同じ。）に従い作成している場合には、当該基準に基づく判定が行われているかに留意する。

[（注3）～（注5） 略]

(注6) 保険グループが指定国際会計基準等を適用する場合、法第107条で議決権取得制限の例外として許容されている行為は、その結果としてグループの範囲が広がるものであっても、特段の制限を受けるものではない。

(注7) 保険会社が適用する会計基準を変更することのみを原因として、従来は連結の範囲外とされていた会社又は会社に準ずる事業体が当該保険会社の子会社等となる場合、保険会社の子会社等の業務範囲規制、他業禁止の趣旨の潜脱を防止する観点からは相応の期間内（原則として1年以内）に所要の措置を講ずることが望ましい。

保険会社の子会社等の業務範囲等については、法第100条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

(注1) [略]

(注2) 子法人等及び関連法人等の判定にあたり、当該保険会社が金融商品取引法に基づき有価証券報告書等の作成等を行うか否かに関わらず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、日本公認会計士協会監査委員会報告第60号『連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取り扱い』（平成10年12月8日付）その他の一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているかにも留意する。

（新設）

[（注3）～（注5） 略]

（新設）

（新設）

III-2-15 説明書類の作成・縦覧等

業務及び財産の状況に関する説明書類の作成・縦覧等については、以下について留意する。特例企業会計基準等適用法人等にあっては、記載されている留意事項について、一部異なる取扱いが存在するので留意すること。

III-2-15-1 重要性の原則の適用

(1) [略]

(注) [略]

(2) その内容については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条第2項及び第10条第2項の規定並びに監査・保証実務委員会実務指針第52号『連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用等に係る監査上の取扱い』(日本公認会計士協会)に従っているか。

また、重要性の判断にあたっては、保険会社グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。

(注) 連結財務諸表を指定国際会計基準等に従い作成している場合は、連結の範囲・持分法の適用範囲についても指定国際会計基準等と整合的な取扱いとする。

III-2-15-2 記載項目についての留意事項

(1) [略]

(2) 個別の記載項目についての留意事項

[①～⑨ 略]

III-2-15 説明書類の作成・縦覧等

(新設)

III-2-15-1 重要性の原則の適用

(1) [略]

(注) [略]

(2) その内容については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条第2項及び第10条第2項の規定並びに日本公認会計士協会監査委員会報告第52号『連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い』(平成5年7月21日付)に従っているか。

また、重要性の判断にあたっては、保険会社グループの財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断され、金融業を営む個々の子会社等の特性が十分考慮されているか。

(新設)

III-2-15-2 記載項目についての留意事項

(1) [略]

(2) 個別の記載項目についての留意事項

[①～⑨ 略]

(削る)

⑩ 「保険会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下、「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）」については、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類別セグメント情報が記載されているか。